

大日本帝国政府

行政簡素化實施要領説明

一 般 遷 咨

(1) 本件ハ單ニ人員ノ捺出ニノミ其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズ
シテ、機構ノ簡素化モ亦重要ナル目標ナリ

(2) 簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナ
ク、大東亜全般亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國
内ニ於テ必要ナル方面ニ振向クル方如キコトモ考慮シ得ベシ

二 要領第一項關係

増員ト減員トガ併存競合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員

ニ該當シ關議承認ヲ要ス

(1) 増減員差引ノ結果全體ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部

大日本帝国政府報

(一) 業務費支拂、機器整備費等の額員不織正職員の額員補給費及
其餘之額員補給費也。

(二) 職員不織正職員の額員補給費及

自職員不織正職員の額員補給費及

三要領第一項關係

内無種々漲賦文以後謂之賸額及缺額率に于て要領第第一項
外、大震重登處、新江川事に於て、改へ支擲。新江川に就へ、則
既而新出、賸額ニ因ル難免人頭、賦額改ヘ兩改に別種人頭、改
改へ、賸額又賸額改ヘ舊額改ヘ改遷たり。

(三) 本項ハ單ニ人頭、給出ニ人子裏、實體を憲半豪少子人子裏改
改へ、賸額創

三要領第二項關係

分ハ本項ニ依ル

(一)豫算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豫算配付ヲ爲シ居
ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス

例外。○所謂皆增皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要

○經常費、臨時費間相互組替ニ基因スル増員ハ承認不要

(二)所謂昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認
ヲ要ス

三要領第二項關係

(1)本項ノ「定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス

(2)本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施
行シタルモノニ付テハ新官制上ノ定員

(3)豫算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即應

日本國政府

(1) 本項主體は各官署職員の減員率を定め、其の結果來る額を勘定額とし、該額を以て、該等の官員の賃俸主へ賦與する。

(2) 本項(1)に於ける減員率は、該官署の實體上、該官署の職員の減員率を算出する。

(3) 本項(1)に於ける減員率は、該官署の職員の減員率を算出する。

主體の減員率

主體

- (1) 本項(1)に於ける減員率は、該官署の職員の減員率を算出する。
- (2) 本項(1)に於ける減員率は、該官署の職員の減員率を算出する。
- (3) 本項(1)に於ける減員率は、該官署の職員の減員率を算出する。

シタル官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六
月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減ジタル定員
但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ

- 所謂皆增皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合
- 經常費臨時費間相互組替ノ場合
- 所謂昇格ノ爲ノ振替減ノ場合

(2) 三割、二割、一割ノ減少率ノ適用ニ付テハ内閣部内又ハ各省部
内ニ於テ全中央官廳、全地方官廳又ハ全作業廳ヲ夫々一単位ト
シテ取扱ヒ、各部周別ニ此等ノ率ヲ適用スルコトナキモノトス

四要領第五項關係

本項(1)及(2)ニ掲タルモノハ減員率ノ適用ニ付テハ内務部内ニ

本題に於ける所の内閣は、既に内閣改編の内閣改組内閣と
稱せられ新内閣と稱す。

大日本帝国憲政報

内閣改組の内閣は、既に内閣改編の内閣改組内閣と
稱せられ新内閣と稱す。蓋し武官團及び參謀團は、改組内閣の内閣改編内閣と
稱せられ新内閣と稱す。

○ 民主機関、婦人輔導局、婦人團

○ 民主機関、婦人輔導局、婦人團

○ 民主機関、婦人輔導局、婦人團

民主機関、婦人輔導局、婦人團

民主機関、婦人輔導局、婦人團

民主機関、婦人輔導局、婦人團

括シテ取扱フモノトス

(備考) 一 所謂皆増皆減若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ昇格ノ爲ノ據
替ニ該當スルヤ否ヤ法制局及大藏省間ノ協議ニ依リ之
ヲ認定ス

一般ニ皆増皆減ト稱セラルモノト雖モ、之ニ依ル今
年度ノ定員ガ前年度ノ定員ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ
超過部分ハ皆増皆減トシテ取扱ハザルモノトス

二 要領中高等官、勅任官、奏任官、判任官ノ語ハ各待遇
官吏ヲ包含ス

三 嘴託員、職工、鑛夫等ハ雇傭人ノ中ニ包含ス

四 官制其ノ他法令ニ定員ノ定ナキモノハ豫算定員ヲ以テ

定員トス